

1 章 宮城県環境基本計画とは

1節 背景と目的

環境問題は、大気汚染や水質汚濁に代表される県民生活に身近な「生活環境」の問題から、人間の経済活動に起因する森林荒廃や水辺環境の悪化、生態系破壊などの「自然環境」、そして、オゾン層の破壊や地球温暖化などの「地球環境」の問題へと広がりを見せてきました。

さらに、平成23年の東日本大震災に関連して発生した放射性物質による環境汚染や、大陸から飛来する微小粒子状物質（PM2.5）による越境汚染など、私たちは多様な環境問題に直面しています。

そのような背景を踏まえ、本県では、「環境基本条例（平成7年宮城県条例第16号）」第9条第1項の規定により、平成9年3月に第1期の「宮城県環境基本計画」を策定し、これまでに、令和2年度を目標年次とした第3期計画（平成28年3月）に基づき、各環境分野の個別計画や関連計画に基づく施策を進めてきました。

「持続可能な開発目標（SDGs）」やパリ協定が国連で採択されたことを機に、国内外の社会経済の動きが持続可能性の追求に向けて大きく舵をきっており、平成30年4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」においても、あらゆる分野でのイノベーションの創出や持続可能な地域づくり「地域循環共生圏」の構築をはじめ、「環境・経済・社会の統合的向上」に取り組むことを打ち出しています。さらに、今般、急速に世界中に拡大した新型コロナウイルスにより、私たちの暮らしに大きな影響が生じています。今後、様々な社会変化が起こった場合でも、持続可能な社会を構築し、次世代に引き継いでいくことは、避けることのできない重要な課題です。

本県では、こうした動向を十分に踏まえるとともに、「宮城県震災復興計画」以降の県民生活や社会経済活動の状況を見据え、環境課題の解決と良好な環境の保全及び創造を実現していく環境政策の方向性を打ち出す必要があることから、第4期となる新たな「宮城県環境基本計画」を策定するものです。

2節 位置付け

「宮城県環境基本計画」は、「環境基本条例」に基づき、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものです。また、環境分野の個別計画に施策の基本的方向性を与えるものとして位置付けられます。県は、本計画を基に環境分野の個別計画を策定しており、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築などに向けた様々な施策を展開します。

なお、本計画は、県の行政運営の基本的な指針である「新・宮城の将来ビジョン」の個別計画であるとともに、国の環境政策上の地域計画に位置付けられるもので、県民、事業者、民間団体及び各市町村など全ての主体が、環境問題について考え、行動する際の指針となるものです。

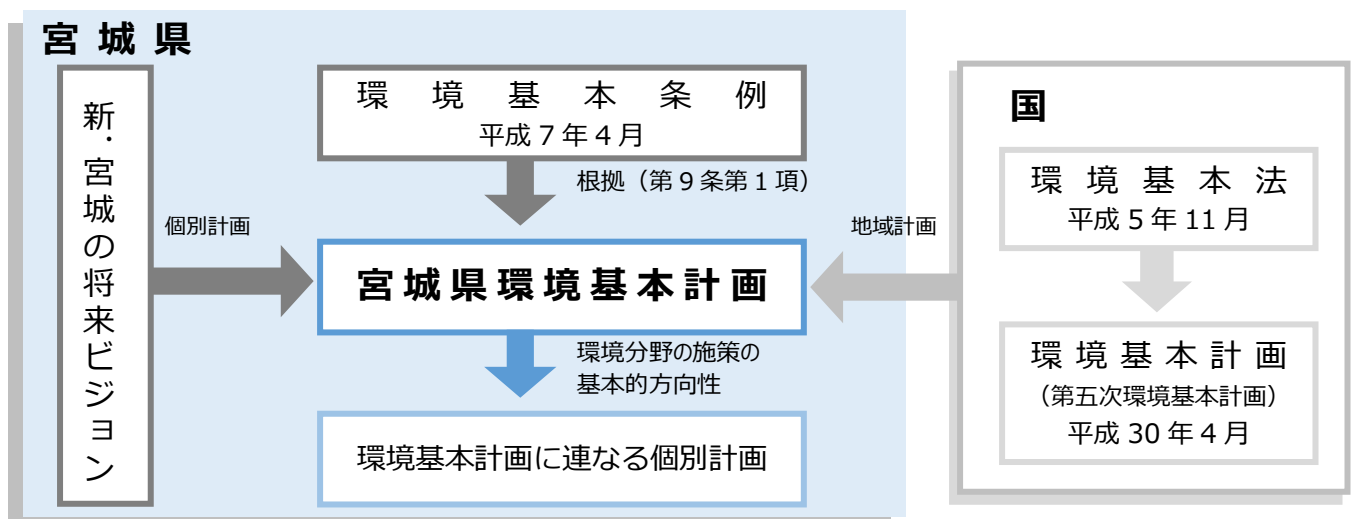


図1：宮城県環境基本計画の位置付け

宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	脱炭素社会の実現に向けて、県域全体からの温室効果ガスの排出抑制を行うための計画
再生可能エネルギー・省エネルギー計画	脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーを促進するための計画
宮城県循環型社会形成推進計画	循環型社会の実現に向けて、廃棄物等の3Rと適正処理を推進するための計画
宮城県自然環境保全基本方針	人と自然の共生を目指し、長期的展望に立った自然環境保全施策を推進するための方針
宮城県生物多様性地域戦略	県の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する計画
宮城県水循環保全基本計画	健全な水循環を保全するための計画
宮城県自動車交通環境負荷低減計画	自動車交通に関する環境負荷を低減させるための計画

図 2：宮城県環境基本計画に連なる個別計画の概要

地域循環共生圏

「地域循環共生圏」とは、各地域がそれぞれの資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域と資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。



図 3：地域循環共生圏の概念図

画像出典：環境省

SDGs（持続可能な開発目標）

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月に国連で採択され、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標です。

環境・経済・社会などの世界全体のことについて、17のゴールとそれにぶら下がる169のターゲット、そしてこれらの達成度合いを評価する232の指標で構成されており、政府・自治体・企業・個人といった全ての人々が目指すべき目標とされています。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>【Goal 1】 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>【Goal 10】 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>【Goal 2】 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>【Goal 11】 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>【Goal 3】 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>【Goal 12】 つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>【Goal 4】 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>【Goal 13】 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>【Goal 5】 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>【Goal 14】 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>【Goal 6】 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>【Goal 15】 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>【Goal 7】 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>【Goal 16】 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>【Goal 8】 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>【Goal 17】 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>【Goal 9】 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		

図4：持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

画像出典：国際連合広報センター

3 節 計画の基本理念

「環境基本条例」に掲げる基本理念と近年の社会動向等を踏まえ、本計画の基本理念を次のように定めます。

理念 1：地球環境保全の推進

地球温暖化をはじめとする地球的規模の環境問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから、人類の生存基盤に関わる重要な問題となっています。地球環境問題の多くは私たちの日常生活や、事業活動一般に起因するものであり、日常生活及び事業活動の場において環境配慮行動に取り組み、環境への負荷を低減することで、地球環境の保全に努めるとともに、環境・経済・社会の統合的向上に取り組んでいくことが求められます。

理念 2：環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な県土

現在の私たちの日常生活や事業活動は、限りある資源やエネルギーを大量に消費し、環境中に不用物を排出するなど、環境に様々な負荷をかけながら成り立っています。しかし、県土の持続的な発展のためには、私たちの活動により生じる環境への負荷を自然の回復力の範囲内に収めなければなりません。また、災害や感染症のリスクも考慮しながら、人口減少社会の中で、地域の活力を維持し、持続的な成長を実現していく必要があります。このためには、年齢、性別等にかかわらず、多様な人材の育成と参画の推進を図りながら、県民・事業者など全ての主体が資源やエネルギーの効率的利用、廃棄物の減量化、汚染物質の排出抑制など、それぞれの立場に応じて求められる環境に配慮した行動に、自ら進んで取り組んでいくことが重要です。

理念 3：人と自然が共生できる県土の構築と次世代への継承

本県は、多様で豊かな自然環境の下、農林水産業などの自然と共生した産業や文化が根付いています。しかし、近年は、社会状況の変化により人と自然とのつながりが薄れつつあります。私たちの暮らしが自然環境を基盤として生態系の中で成り立っていることを再認識し、現在及び将来の世代にわたって自然からの恵みを楽しみ続け、人と自然が共生できる県土の構築を進めていくことが求められます。

【環境基本条例（平成 7 年宮城県条例第 16 号）】

（基本理念）

- 第 3 条 良好な環境の保全及び創造は、県民が健康で快適な生活を営むことができるように、人と自然が共生できる県土を構築し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 良好な環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な県土を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において環境への負荷の低減を図ることにより、推進されなければならない。

